

政令第百十三号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十八条並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項、第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條の四第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二条第三項、第四項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四百六十万円」を「六百二十二万円」に改める。

第四条第一項中「同項第二号」の下に「又は第四号の二」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（保育料の特別徴収）

第九条の二 法第二十二條の四第一項の規定により徴収することができる法第二十二條の三第一項に規定する保育料（以下この条において「保育料」という。）は、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、当該

各号に定める年度において行われる保育に係る保育料とする。

一 毎年四月から翌年一月までの月分の児童手当 当該児童手当の支払期月の属する年度

二 毎年二月及び三月の月分の児童手当 当該児童手当の支払期月の属する年度の前年度

第十条（見出しを含む。）中「附則第六条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同条の表を次のように改める。

第七条第一項	第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」	以下「特例給付受給資格者」
第八条第一項	一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）	特例給付受給資格者

<p>第二十二條第一項、第</p>		<p>第十七條第一項</p>	<p>第十二條第一項</p>	<p>第八條第二項及び第三項、第十條、第二十二條の二第一項、第二十二條の三の前の見出し、同條、第二十二條の四第一項、第二十七條第一項並びに第二十八條</p>
<p>拋出金その他</p>	<p>この章</p>	<p>者 である一般受給資格</p>	<p>一般受給資格者</p>	<p>受給資格者</p>
<p>附則第二條第三項において準用する</p>	<p>附則第二條第三項において準用するこの章</p>	<p>である特例給付受給資格者</p>	<p>特例給付受給資格者</p>	<p>特例給付受給資格者</p>

<p>二十三条第一項及び第三項並びに第二十五条</p>		
<p>第二十六条第一項</p>	<p>一般受給資格者（個人である場合に限る。）</p>	<p>特例給付受給資格者</p>

第十一条を次のように改める。

（準用）

第十一条 第四条、第五条及び第九条の二の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。

第十二条の見出し中「附則第六条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条第一項中「附則第六条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項第一号中「、第百十三条第四項及び第百十八条」を「及び第百十三条第四項」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「及び第十六条」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十五号

第十二条第二項中「附則第六条第三項」を「附則第二条第四項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「附則第六条第二項」を「附則第二条第三項」に、「とする」を「と」、「同条第二項」とあるのは「同法第七条第二項」とする」に改める。

第十三条の見出しを「（法附則第二条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用）」に改め、同条第一項中「附則第六条第一項」を「附則第二条第一項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「及び第十七条」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第十三条第二項中「、予算決算及び会計令第五十一条第七号の四の規定の適用については、同号中「児童手当法第二十条第二項」とあるのは、「児童手当法第二十条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」とし」を削り、「児童手当法第七条」を「第七条」に、「児童手当法第七条（同法附則第六条第二項）」を「第七条（同法附則第二条第三項）」に改める。

第十四条を次のように改める。

（児童手当の支給要件に該当する者が法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当することとなる場合等

の認定の特例)

第十四条 当分の間、各年の五月三十一日において児童手当の支給要件に該当している者であつて、法第七条第一項（法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の認定を受けているものが、当該各年の六月一日において法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当するとき、同日において同条第三項において準用する法第七条第一項（法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する当該給付の支給は、法附則第二条第三項において準用する法第八条第二項の規定にかかわらず、当該各年の六月から始める。

2 当分の間、各年の五月三十一日において法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、同条第三項において準用する法第七条第一項の認定を受けているものが、当該各年の六月一日において児童手当の支給要件に該当するときは、同日において法第七条第一項の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する児童手当の支給は、法第八条第二項の規定にかかわらず、当該各年の六月から始める。

第十五条から第二十一条までを削り、第二十二条第二号中「附則第六条第一項」を「附則第二条第一項」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条を第十五条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第三条第三項及び第四項の規定は同年六月一日から施行する。

(認定の請求に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）において児童手当の支給要件に該当すべき者は、施行日前においても、施行日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について児童手当法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の児童手当法（以下この条及び次条において「新法」という。）第七条第一項（新法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求の手続をとることができる。ただし、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六条（同法第十六条第一項において読み替えて適

用する場合を含む。）の認定を受けている者（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者を除く。

）及び同法附則第三条各号に掲げる者については、この限りでない。

2 前項の手續をとった者が、施行日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八条第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

（児童手当法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により児童手当の支給認定があつたものとみなされた者等に関する経過措置）

第三条 児童手当法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により同項に規定する児童手当の支給認定があつたものとみなされた者のうち平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第六条の認定の請求をしたものに対する児童手当法の一部を改正する法律附則第四条の規定の適用については、同条中「平成二十四年五月まで」とあるのは、「平成二十五年五月まで」とする。

2 児童手当法の一部を改正する法律附則第六条に規定する者（同条第三号又は第四号に掲げる者にあつて

は、これらの規定に掲げる者に該当するに至った日の属する月が施行日の属する月である場合に限る。）のうち施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に新法第七条第一項又は第二項の規定による認定の請求をしたものに係る新法第十八条第一項から第三項までの規定による費用の負担については、同条第六項の規定にかかわらず、施行日の属する月及び同年五月（児童手当法の一部を改正する法律附則第六条第三号又は第四号に掲げる者にあつては、同月）は、新法第七条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした際における新法第十八条第一項に規定する被用者又は同条第三項に規定する被用者等でない者の区分による。

3 児童手当法の一部を改正する法律附則第六条に規定する者のうち平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に新法第七条第一項又は第二項の規定による認定の請求をしたものに係る新法第十八条第一項から第三項までの規定による費用の負担については、同条第六項の規定にかかわらず、施行日の属する月から平成二十五年五月までの間（児童手当法の一部を改正する法律附則第六条第三号又は第四号に掲げる者にあつては、その者が児童手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から平成二十五年五月までの間）は、新法第七条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした際における新法第十八条

第一項に規定する被用者又は同条第三項に規定する被用者等でない者の区分による。

4 児童手当法の一部を改正する法律附則第十三条に規定する者のうち平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に新法第七条第一項又は第二項の規定による認定の請求をしたものに係る新法第十八条第一項から第三項までの規定による費用の負担については、同条第六項の規定にかかわらず、その者が児童手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から平成二十五年五月までの間は、新法第七条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした際における新法第十八条第一項に規定する被用者又は同条第三項に規定する被用者等でない者の区分による。

5 児童手当法の一部を改正する法律附則第十五条に規定する者（同法附則第十三条の規定の適用を受ける者を除く。）のうち平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新法第七条第一項又は第二項の規定による認定の請求をしたものに係る新法第十八条第一項から第三項までの規定による費用の負担については、同条第六項の規定にかかわらず、平成二十四年六月から平成二十五年五月までの間（児童手当法の一部を改正する法律附則第十五条第三号又は第四号に掲げる者にあつては、その者が児童手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から平成二十五年五月までの間）は、新法第七条第一項又は

第二項の規定による認定の請求をした際における新法第十八条第一項に規定する被用者又は同条第三項に規定する被用者等でない者の区分による。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の二第一項中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、

「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に、「子ども手当交付金」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金」に改め、同条第二項中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に、「子ども手当交付金」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金」に改める。

(健康保険法施行令の一部改正)

第五条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(次条において「旧児童手当法」という。)」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第八条の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第六条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「場合を」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）
附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を」に改め、同条第二項中「場合を」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）
附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第七条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）
附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）
」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）
附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第九条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当

法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第八条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第三項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定に

よりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

(住民基本台帳法施行令の一部改正)

第九条 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号中「児童手当法」の下に「(昭和四十六年法律第七十三号)」を加える。

附則第七条から第十条までを削る。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正)

第十条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令(平成十

五年政令第五百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「第八条第六項中「児童手当

法」の下に「(昭和四十六年法律第七十三号)」を加え、「児童手当法」と、「を児童手当法の一部を

改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」

という。)」と、「を児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、「に、「児童手当法」とする」を

「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法」とあるのは「旧児童手当法」とする」に改める。

附則第三項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法（」の下に「昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「児童手当法（」と、「を児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「を児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、「に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法」とあるのは「旧児童手当法」とする」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当

法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第三項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「適用する」の下に「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政

令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の」を加える。

附則第三条の三中「適用する」の下に「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の」を加える。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第四条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第五条の見出し中「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施行令」に改め、同条中「児童手当法の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の」に、「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）」を「同条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下この条において「旧児童手当法施行令」という。）」に、「同令」を「旧児童手当法施行令」に改める。

附則第二条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「第六条の」を「第七条の」に改める。

附則第三条第二項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十四条 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条のうち児童手当法施行令第十三条第一項第三号及び第十七条第一項第二号の改正規定中「第十三条第一項第三号及び第十七条第一項第二号」を「第十三条第一項第二号」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第四条及び第五条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第六条の見出し中「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施行令」に改め、同条中「児童手当法の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童

手当法の」に、「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）」を「同条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下この条において「旧児童手当法施行令」という。）」に、「同令」を「旧児童手当法施行令」に改める。

第七条第一号中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に改め、同条第二号中「同法第四十五条」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第十三条の規定による改正前の児童福祉法第四十五条」に改める。

附則第二条中「平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年九月三十日まで」に、「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第十六条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項第一号口中「第十三号まで」の下に「並びに附則第六条第二項」を加える。

(財務省組織令の一部改正)

第十七条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項を次のように改める。

- 2 当分の間、第九十一条第六号中「の徴収」とあるのは、「の徴収、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う抛出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う抛出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を

有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収」とする。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十八条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

附則第八条に次の一項を加える。

2 年金局事業管理課は、第三百三十条の二各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、

附則第六条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第八条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条 特別会計に関する法律附則第三十一条の二の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計

において行う場合における第十条第十六号及び第十七号、第十四条第十二号、第九十七条第五号及び第

六号並びに第三百三十条第九号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、

「子どものための金銭の給付勘定」とする。

2 特別会計に関する法律附則第三十一条の三の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計にお

いて行う場合における第十条第十六号及び第十七号、第十四条第十二号、第九十七条第五号及び第六号並びに第三百三十条第九号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」とする。

附則第七条第二項中「附則第五条第三項」を「附則第六条第四項」に改め、同条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とする。

附則第五条第一項中「附則第七条第一項及び第八条」を「附則第八条第一項及び第九条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に

関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による拠出金の徴収に関する事務をつかさどる。

附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

第四条 雇用均等・児童家庭局は、第十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども手当に関する事務（附則第六条第二項に規定するものを除く。）をつかさどる。

2 雇用均等・児童家庭局育成環境課は、第九十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。

理由

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当の支給に係る所得制限の額、保育料の特別徴収の範囲その他児童手当の支給に関して必要な事項等を定める必要があるからである。